

広島県告示第四百二号

平成十六年広島県告示第七十六号（広島県青少年健全育成条例の規定による立入調査等職員的身分を示す証明書の様式）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(表面) (略) (裏 面) 広島県青少年健全育成条例抜粋 (立入調査等) 第45条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所、携帯電話インターネット接続役務提供者等の営業の場所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。 3・4 (略) (略)	(表面) (略) (裏 面) 広島県青少年健全育成条例抜粋 (立入調査等) 第45条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。 3・4 (略) (略)